

十六 旧第 68 条の 30 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 68 条の 30 (経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却) 関係</u>
(廃 止)	<u>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</u>
(廃 止)	<p><u>(総収入金額及び計画対象事業収入金額)</u></p> <p><u>68 の 30(1)－1 措置法令第 39 条の 59 第 1 項第 1 号に定める基準 (以下「収入金額基準」という。) の判定の基礎となる同号の計画対象事業 (以下「計画対象事業」という。) に係る収入金額 (以下「計画対象事業収入金額」という。) は、同号に定める承認を受けている期間内における計画対象事業収入金額に限られるのであるから、例えば、連結事業年度の中途においてその承認があった場合には、当該承認のあった日以後の期間内における計画対象事業収入金額に限られることに留意する。</u></p> <p><u>なお、同号の総収入金額についても同様とする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(総収入金額)</u></p> <p><u>68 の 30(1)－2 連結法人の収入金額基準の判定の基礎となる各連結事業年度の総収入金額 (以下「総収入金額」という。) とは、この通達において特別の定めのあるものを除くほか、当該連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額 (固定資産、有価証券又は山林の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。) の合計額をいうものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</u></p> <p><u>68 の 30(1)－3 収入金額基準を判定する場合において、準備金勘定又は引当金勘</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p><u>定の取崩しによる益金算入額、措置法第 68 条の 78 第 4 項又は第 12 項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第 48 条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p> <p><u>(固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額)</u></p> <p><u>68 の 30(1)－4 総収入金額及び計画対象事業収入金額から控除することとなる固定資産又は山林の譲渡に係る収入金額には、例えば、次に掲げる収入金額又は価額も含まれるものとする。</u></p> <p><u>(1) 法第 50 条に規定する交換取得資産の価額(交換取得資産とともに取得した交換差金等の金額を含む。)、措置法第 68 条の 70 若しくは第 68 条の 72 に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価たるものに限る。)の金額若しくは交換取得資産の価額又は措置法第 68 条の 80 の規定により時価により譲渡したものとみなされる交換譲渡資産の価額</u></p> <p><u>(2) 棚卸資産に係る損害保険金の額、経費補助のために交付される国庫補助金等の額並びに収用等の場合の収益補償金及び経費補償金の額は、総収入金額に含まれ、また、それらが計画対象事業に係るものであるときは計画対象事業収入金額にも含まれる。</u></p> <p><u>(3) 借地権の譲渡対価の金額及び令第 138 条第 1 項に規定する場合に該当する借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額</u></p> <p><u>(計画対象事業収入金額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 30(1)－5 計画対象事業収入金額とは、各連結事業年度の総収入金額のうち、計画対象事業の遂行に伴って生ずる収入金額(当該事業に係る製品等の売</u></p>
<p>(廃止)</p>	

改 正 後	改 正 前
	<p><u>上代金、加工賃、副産物、くず等の売却代金等)をいい、次に掲げるような収入金額は、総収入金額には含まれるが、計画対象事業収入金額には含まれないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>受取利子割引料の額</u></p> <p>(2) <u>不動産の賃貸料、権利金(68の30(1)-4の(2)に該当するものを除く。)の額</u></p> <p>(3) <u>法第42条に規定する国庫補助金等の額(その収入に係る益金の全部又は一部に相当する金額のうち法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第42条の規定の適用を受けなかったため所得となった部分の金額に限る。)</u></p> <p><u>(総収入金額及び計画対象事業収入金額の統一的計算)</u></p> <p><u>68の30(1)-6 計画対象事業を営む連結法人について、製品の販売取引等について返品、値引き又は割戻し等がある場合には、総収入金額及び計画対象事業収入金額のいずれについても各連結法人ごとに税務計算上継続して適用している経理方法により統一的に計算しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>なお、連結法人が、一の計画対象事業と他の計画対象事業又は計画対象事業以外の事業(以下「非対象事業」という。)とを併せて営む場合における当該他の計画対象事業又は非対象事業に係る収入金額についても同様とする。</u></p> <p><u>(2以上の製品の加工等を行う場合の統一的計算)</u></p> <p><u>68の30(1)-7 連結法人が、一の計画対象事業に係る製品の加工等のほかに他の計画対象事業又は非対象事業に係る製品の加工等を行う場合において、一の製品について製造販売契約の方式により、他の製品について賃加工契約の方式によっているときであっても、それらの加工等の内容が実質的に同様のものであ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>ると認められるものであるときは、当該連結法人の収入金額基準の判定については、それらの全ての収入金額につき売上収入金額又は加工料収入金額のいずれかーを基礎として統一的に計算しなければならないものとする。</u></p> <p><u>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない棚卸資産)</u></p> <p><u>68の30(1)－8 措置法令第39条の59第1項第2号に定める基準(以下「資産価額基準」という。)を判定する場合において、計画対象事業と非対象事業とを併せて営む連結法人が、各連結事業年度終了の日において有する棚卸資産のうち原材料等で計画対象事業に係る製造等と非対象事業に係る製造等とに共通的に費消されるものである等のため、そのいずれの事業に係るものであるかが明らかでないものがあるときは、当該連結事業年度におけるそれぞれの事業ごとの当該原材料等の費消高の比その他合理的な基準によりあん分するものとする。</u></p> <p><u>(固定資産の範囲)</u></p> <p><u>68の30(1)－9 資産価額基準の判定の基礎となる固定資産は、令第13条各号に掲げる資産(他の通達においてこれらに該当し又は準ずるものとして取り扱うこととされている資産を含む。)のほか、電話加入権等の非償却資産を含み、土地を除くのであるが、次に定めることについては、次によることに取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 借地権その他土地の上に存する権利は、判定の基礎となる固定資産から除く。</u></p> <p><u>(2) 劣化資産(棚卸資産としての経理が認められているものを除く。)は、判定の基礎となる固定資産に含める。</u></p> <p><u>(3) 建設仮勘定(土地に係る部分を除く。)は、判定の基礎となる固定資産に含める。この場合において、計画対象事業の用に供されることが明確である</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p>部分は、<u>計画対象事業に係る固定資産にも含める。</u></p> <p>(4) <u>令第14条に規定する繰延資産は、判定の基礎となる固定資産に含めない。</u></p> <p><u>(計画対象事業に係る固定資産)</u></p> <p><u>68の30(1)-10 資産価額基準の判定の基礎となる計画対象事業に係る固定資産</u>  <u>には、計画対象事業に係る製品等を生産する工場、作業場、倉庫、その生産に</u>  <u>従事する従業員のための厚生施設等のほか、本社、本店等の施設のうち計画対</u>  <u>象事業に係る部分及び製品の販売に関する施設（主として自己の製品の卸売を</u>  <u>するものに限る。）のうち計画対象事業に係る製品の卸売に係る部分を含むも</u>  <u>のとする。</u></p> <p><u>(計画対象事業に係る部分の区分が明らかでない固定資産)</u></p> <p><u>68の30(1)-11 計画対象事業と非対象事業とを営む連結法人が各連結事業年度</u>  <u>終了の日において有する固定資産で、計画対象事業に係るものと非対象事業に</u>  <u>係るものとに共用され、その専属区分が明らかでないものがあるときは、その</u>  <u>明らかでない部分については、次に定めるところによりそれぞれの事業に係る</u>  <u>部分を区分するものとする。</u></p> <p>(1) <u>工場、作業場等については、それぞれの事業に係る当該連結事業年度の生</u>  <u>産高の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p>(2) <u>本社、支店、出張所等の非現場については、それぞれの事業に係る当該連</u>  <u>結事業年度の売上高の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p>(3) <u>寄宿舍その他の厚生施設については、それぞれの事業に専属する従業員(寄</u>  <u>宿舍については、それらの者のうち当該寄宿舍に居住する者に限る。)の数</u>  <u>の比、直接労務費の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p>(4) <u>(1)から(3)までに掲げる資産以外の資産については、それぞれの事業に係る</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>使用期間の比、使用面積の比その他合理的な基準によりあん分する。</u></p> <p>(廃止) <u>(帳簿価額)</u>  <u>68の30(1)-12 資産価額基準の判定の基礎となる棚卸資産及び固定資産の帳簿価額は、税務計算上の金額によるのであるが、固定資産については、計画対象事業に係るものであると否とにかかわらず、その連結事業年度分の減価償却をする前の帳簿価額によるものとする。</u></p> <p>(廃止) <b>第2款 対象となる資産の範囲等</b></p> <p>(廃止) <u>(割増償却の対象となる資産)</u>  <u>68の30(2)-1 措置法第68条の30の規定による割増償却は、同条第1項に規定する適用事業年度終了の日において当該連結法人の有する同項に規定する減価償却資産の全てについて適用があるのであるから、当該減価償却資産が計画対象事業に属するものであるかどうかには関係がないことに留意する。</u></p> <p>(廃止) <u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u>  <u>68の30(2)-2 措置法第68条の30第1項の工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。</u>  <u>(1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u>  <u>(2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u>  <u>(3) 倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(2以上の用途に共用されている建物の判定)</u></p> <p><u>68の30(2)-3</u> 一の建物が工場用とその他の用とに共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第68条の30第1項の規定を適用するのであるが、次の(1)又は(2)の場合には、それぞれ次の(1)又は(2)によるものとする。</p> <p>(1) <u>工場用とその他の用とに供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用に供されているものとする</u>ことができる。</p>

十七 第68条の43～第68条の58(共通事項)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の43～<u>第68条の58</u> (共通事項)関係</p> <p>(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)</p> <p><u>68の43～68の58(共)-1</u> .....</p> <p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p><u>68の43～68の58(共)-2</u> .....</p>	<p>第68条の43～<u>第68条の58の2</u> (共通事項)関係</p> <p>(海外投資等損失準備金等の差額積立て等の特例)</p> <p><u>68の43～68の58の2(共)-1</u> .....</p> <p>(合併等に伴う準備金の表示替え)</p> <p><u>68の43～68の58の2(共)-2</u> .....</p>

十八 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="465 268 920 300">第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p data-bbox="1016 368 1111 400">(廃 止)</p> <p data-bbox="1016 1110 1111 1142">(廃 止)</p>	<p data-bbox="1368 268 1823 300">第 68 条の 45 (特定災害防止準備金) 関係</p> <p data-bbox="1173 368 1807 400"><u>(採石災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p data-bbox="1167 419 2033 794"> <u>68 の 45-1 特定災害防止準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。以下同じ。) のうち措置法第 68 条の 45 第 1 項の表の第 1 号に規定する岩石採取場に係るものを積み立てている連結法人において、当該準備金の各連結事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 39 条の 74 第 3 項第 1 号に掲げる「採石災害防止費用の見積額」又は同項第 2 号に掲げる「採取予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の積立限度額は、その異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。</u> </p> <p data-bbox="1189 815 2033 895"> <u>その異動が生じた日を含む事業年度後の各連結事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u> </p> <p data-bbox="1189 916 2033 1043"> <u>④ 「採石災害防止費用の見積額」又は「採取予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の金額又は数量について、措置法規則第 22 条の 47 第 1 項又は第 3 項に規定する認定を受けた日をいう。</u> </p> <p data-bbox="1173 1110 1906 1142"><u>(露天石炭採掘災害防止費用の見積額等に異動が生じた場合の調整)</u></p> <p data-bbox="1167 1161 2033 1437"> <u>68 の 45-2 特定災害防止準備金のうち措置法第 68 条の 45 第 1 項の表の第 2 号に規定する露天石炭採掘場に係るものを積み立てている連結法人において、当該準備金の各連結事業年度に係る積立限度額の計算の基礎となる措置法令第 39 条の 74 第 8 項第 1 号に掲げる「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は同項第 2 号に掲げる「採掘予定数量」について異動が生じた場合には、その異動が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の積立限度額は、その</u> </p>



改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68 の 46-1 措置法第 68 条の 46 第 4 項</u>……………<u>同条第 4 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 4 項第 3 号</u>……………</p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 46-2 特定災害防止準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた特定災害防止準備金を含む。)</u>……………</p>	<p><u>異動後の金額又は数量を基礎として計算するものとする。</u></p> <p><u>その異動が生じた日を含む事業年度後の各連結事業年度における積立限度額の計算についても、同様とする。</u></p> <p>④ <u>「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」又は「採掘予定数量」に異動が生じた日とは、その異動後の数量について、措置法規則第 22 条の 47 第 5 項又は第 7 項に規定する認定を受けた日をいう。</u></p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68 の 45-3 措置法第 68 条の 45 第 6 項</u>……………<u>同条第 6 項第 1 号及び第 2 号</u>……………<u>同条第 6 項第 3 号</u>……………</p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 45-4 特定災害防止準備金</u>……………</p>

十九 第 68 条の 57(関西国際空港用地整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係</u></p> <p>(<u>適格合併等により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金の均分取崩し</u>)</p> <p><u>68 の 57-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた関西国際空港用地整備準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた関西国際空港用地整備準備金を含む。以下同じ。)</u> の措置法第 68 条の 57 第 4 項の規</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>定による均分取崩しについては、68 の 43- 8 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>68 の 57-2 関西国際空港用地整備準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68 の 44- 2 の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>	(新 設)

二十 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係</u></p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 57 の 2-1 中部国際空港整備準備金</u>……………</p>	<p><u>第 68 条の 57 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係</u></p> <p>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</p> <p><u>68 の 57-1 関西国際空港整備準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた関西国際空港整備準備金を含む。)</u> 又は <u>中部国際空港整備準備金</u>……………</p>

二十一 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係</u></p> <p>(特定船舶を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て)</p> <p><u>68 の 58-1</u> ……………<u>特定船舶</u>……………<u>特定船舶</u>……………当</p>	<p><u>第 68 条の 58 (特別修繕準備金) 関係</u></p> <p>(<u>対象資産</u>を賃借している場合の特別修繕準備金勘定の積立て)</p> <p><u>68 の 58-1</u> ……………<u>固定資産</u>……………<u>固定資産</u>……………当</p>

改 正 後	改 正 前
<p>該<u>特定船舶</u>……………</p> <p>(船舶の定期検査のための修繕)</p> <p>68 の 58-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 58 第 1 項に規定する特別の修繕</u>……………</p> <p>…</p> <p>68 の 58-3 <u>削 除</u></p>	<p>該<u>固定資産</u>……………</p> <p>(船舶の定期検査のための修繕)</p> <p>68 の 58-2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 58 第 1 項第 1 号に規定する修繕</u>……………</p> <p>…</p> <p><u>(溶鉱炉、熱風炉等の特別の修繕の範囲)</u></p> <p>68 の 58-3 <u>措置法第 68 条の 58 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する修繕とは、次に掲げる炉、球形のガスホルダー又は貯油槽の区分に応じ、それぞれ次に掲げる修繕をいう。</u></p> <p>(1) <u>銑鉄製造用の溶鉱炉 炉体のれんが及びモルタルの取替え並びに炉頂装入装置（高圧操業装置及びムーバブルアーマーを含む。）</u>、羽口、冷却装置、羽口回り金物類、炉体鉄皮、炉体回り給排水装置、出銑樋、鉋さい樋、水平ゾンデ、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの</p> <p>(2) <u>銑鉄製造用の熱風炉 当該炉体のれんが、モルタル、れんが受金物、熱風炉鉄皮、弁類、配管及び配線類の取替え又は補修</u></p> <p>(3) <u>ガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉体（蓄熱室を含む。）のれんが及びモルタルの取替え並びに原料投入機、バックステー、各種締金物及び支持金物類、ガス及び空気交換機、送風機、計測器、自動調節器類、電極装置、熱風発生装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉体れんがの取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p>(4) <u>フロート方式による連続式板ガラス製造用のフロートバス 当該炉体（ボトム、ルーフ、サイドシール）、ヒータ、ラジエーションゲート、エッジロ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別修繕完了の日)</p> <p>68 の 58-4 ……………</p> <p>……………<u>定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日をいう。</u></p>	<p><u>ールマシン、出入口シール及びデ・ドロッサーの取替え又は補修並びにバスケース（ボトム、ルーフ、サイドシール）、リニヤモーター、送風機器、計測器、雰囲気ガス供給装置、配管及び配線類のそれぞれ部分的取替え又は補修で、炉材の取替えとともに必ず行われるもの</u></p> <p><u>(5) 球形のガスホルダー 当該ガスホルダー本体、階段類、支持構造部、弁類、配管、ドレン抜き設備、伸縮管継手及び制振装置のそれぞれ部分的取替え又は補修で、社団法人日本ガス協会の定める指針に基づいて行われる検査を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p><u>(6) 貯油槽 当該貯油槽本体、泡消火装置、液面計、配管及び弁類等のそれぞれ部分的取替え又は補修で、危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の規定により行われる内部点検を受けるために必ず行われるもの</u></p> <p><u>(註) (1)、(3)、(4)及び(6)に掲げる修繕のために要する費用には、炉又は槽の内容物の排出のための費用が含まれる。</u></p> <p>(特別修繕完了の日及び築造の完了の日)</p> <p>68 の 58-4 ……………</p> <p>……………<u>次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日をいう。</u></p> <p><u>措置法令第 39 条の 85 第 1 項第 2 号の築造の完了の日についても、同様とする。</u></p> <p><u>(1) 船舶 定期検査の行われた船舶についての新たな船舶検査証書の交付の日</u></p> <p><u>(2) 溶鉱炉、熱風炉又は連続式溶解炉 特別修繕の行われた炉に対して修繕後最初に火入れをした日</u></p> <p><u>(3) 球形のガスホルダー 特別修繕の行われた球形ガスホルダーに対して修繕後最初に供給用ガスを封入した日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 58-5 <u>削 除</u></p> <p>(<u>準備金設定特定船舶を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>68 の 58-6 .....            .....<u>特定船舶</u>.....<u>当該特定船舶</u>.....<u>準備金設</u>  <u>定特定船舶</u>.....<u>当該特定船舶</u>.....</p>	<p>(4) <u>貯油槽 内部点検の行われた貯油槽についての新たな完成検査済証の交付の日</u></p> <p>(<u>溶鉱炉等の長期稼働休止期間中における特別修繕準備金の積立て停止</u>)</p> <p>68 の 58-5 <u>措置法第 68 条の 58 第 1 項第 2 号に掲げる溶鉱炉等が長期にわたり稼働を休止している場合には、その稼働休止期間中は当該溶鉱炉等につき特別修繕準備金勘定への積立てを行うことができないものとする。</u></p> <p>(注) <u>措置法令第 39 条の 85 第 1 項第 2 号に規定する期間のうちに長期にわたる稼働休止期間がある場合には、当該稼働休止期間を除いたところにより同号に規定する期間を計算することができる。</u></p> <p>(<u>準備金設定資産を賃貸した場合の取崩し</u>)</p> <p>68 の 58-6 .....            .....<u>資産</u>.....<u>当該資産</u>.....<u>準備金設定資産</u>...            .....<u>当該資産</u>.....</p>

**二十二 旧第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係**

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 68 条の 58 の 2 (社会・地域貢献準備金) 関係</u></p> <p>(<u>適格合併等により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金の均分取崩し</u>)</p> <p><u>68 の 58 の 2-1 適格合併又は適格分割型分割により引継ぎを受けた社会・地域貢献準備金 (連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた社会・地</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>域貢献準備金を含む。以下同じ。)の措置法第68条の58の2第3項の規定による均分取崩しについては、68の43-8の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(金属鉱業等鉱害防止準備金の取扱いの準用)</u></p> <p><u>68の58の2-2 社会・地域貢献準備金の積立額に係る積立限度超過額については、68の44-2の取扱いに準じて取り扱うものとする。</u></p>

二十三 第68条の63(沖縄の認定法人の連結所得の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>68の63-2 <u>措置法令第39条の90第3項</u>……………特定事業(同条第2項に規定する事業を含む。以下「特定事業」という。)……………貸倒引当金等の引当金又は準備金……………<u>その引当金又は準備金</u>……………<u>措置法令第36条第3項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>68の63-3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p>(軽減対象所得金額に係る益金の額)</p> <p>68の63-2 <u>措置法令第39条の90第4項</u>……………特定事業(以下68の63-5までにおいて「特定事業」という。)……………貸倒引当金、<u>特別修繕準備金</u>等の引当金、<u>準備金</u>……………<u>これらの引当金、準備金</u>……………<u>措置法令第36条第4項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(軽減対象所得金額に係る損金の額)</p> <p>68の63-3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) …………… ……………)</p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>68 の 63-4 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、<u>特定事業に係る収入金額と特定事業に係る収入金額以外の収入金額の比</u>その他合理的と認められる<u>基準</u>により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>68 の 63-5 ……………<u>措置法令第 39 条の 90 第 6 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>68 の 63-6 <u>措置法令第 39 条の 90 第 6 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 63-7 <u>措置法令第 39 条の 90 第 7 項</u>……………</p>	<p>(3) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産又は繰延資産の償却費の額で特定事業に係るもの</u></p> <p>(4) …………… ……………<u>以下(5)において同じ。</u>)</p> <p>(5) <u>特定事業と特定事業以外の業とに共用される減価償却資産の除却、滅失、評価換え又は譲渡による損失の額で特定事業に係るもの</u></p> <p>(災害損失の区分の特例)</p> <p>68 の 63-4 特定事業に専属して使用される減価償却資産の滅失損その他の特定事業に係る損失の額で災害その他やむを得ない事由により生じた臨時巨額なものについては、特定事業と<u>特定事業以外の事業の収入金額、所得金額</u>その他合理的と認められる<u>割合</u>により区分した金額を特定事業に係る損金の額として計算することができるものとする。</p> <p>(支払利子の区分の特例)</p> <p>68 の 63-5 ……………<u>措置法令第 39 条の 90 第 7 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(共通費用の額の配分基準の継続)</p> <p>68 の 63-6 <u>措置法令第 39 条の 90 第 7 項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 63-7 <u>措置法令第 39 条の 90 第 8 項</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63-8 <u>措置法第 68 条の 63 第 3 項</u>……………</p>	<p>(申告に係る損金の額に算入されるべき金額の意義)</p> <p>68 の 63-8 <u>措置法第 68 条の 63 第 2 項</u>……………</p>

二十四 第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(収用等をされた資産の譲渡に要した経費の範囲)</p> <p>68 の 70(2) - 33 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条、第 46 条の 2、第 68 条の 31 及び第 68 条の 32</u></p> <p>……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 31 及び第 68 条の 32</u>……………</p>	<p>(収用等をされた資産の譲渡に要した経費の範囲)</p> <p>68 の 70(2) - 33 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっ旋手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 46 条から第 46 条の 3 まで及び第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで</u>……………</p>



二十五 第 68 条の 75 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 .....            .....<u>措置法令第 39 条の 5 第 6 項</u>.....以下同じ。).....            .....</p>	<p>(仮換地の指定が行われなくて換地処分が行われた場合の取扱い)</p> <p>68 の 75-7 .....            .....<u>措置法令第 39 条の 5 第 7 項</u>.....以下 <u>68 の 75-7 に</u>  <u>おいて</u>同じ。).....</p>
<p>(公募手続開始前の譲渡)</p> <p>68 の 75-8 .....            .....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ハ</u>.....</p>	<p>(公募手続開始前の譲渡)</p> <p>68 の 75-8 .....            .....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ニ</u>.....</p>
<p>(会員を対象とする土地等の譲渡)</p> <p>68 の 75-9 .....            .....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ハ</u>.....</p>	<p>(会員を対象とする土地等の譲渡)</p> <p>68 の 75-9 .....            .....<u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 3 号ニ</u>.....</p>
<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p>68 の 75-14 .....<u>措置法規則第 22 条の 5 第 7 項</u>.....</p>	<p>(休憩所等に類する施設の範囲)</p> <p>68 の 75-14 .....<u>措置法規則第 22 条の 5 第 8 項</u>.....</p>
<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>68 の 75-15 .....<u>措置法規則第 22 条の 5 第 8 項又は第 11 項</u>.....            .....<u>同条第 8 項又は第 11 項</u>.....</p>	<p>(事業の区域の面積判定)</p> <p>68 の 75-15 .....<u>措置法規則第 22 条の 5 第 9 項又は第 12 項</u>.....            .....<u>同条第 9 項又は第 12 項</u>.....</p>

二十六 第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(同一の年に属する期間中に 2 以上の土地等を譲渡した場合の適用)</p> <p>68 の 76 の 2(2) - 2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 85 の 3 第 14 項第 3 号</u>……………</p> <p>(注) <u>措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項</u>……………</p>	<p>(同一の年に属する期間中に 2 以上の土地等を譲渡した場合の適用)</p> <p>68 の 76 の 2(2) - 2 ……………</p> <p>……………<u>措置法第 68 条の 85 の 4 第 14 項第 3 号</u>……………</p> <p>(注) <u>措置法第 68 条の 85 の 4 第 1 項</u>……………</p>

二十七 第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 17 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号<u>及び第 5 号</u>……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 2 項及び第 4 項</u>……………</p>	<p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 17 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号……………<u>措置法令第 39 条の 7 第 2 項</u>……………</p>
<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 18 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号<u>及び第 5 号</u>の譲渡資産 <u>並びに同表の第 9 号の買換資産に係る措置法令第 39 条の 7 第 2 項、第 4 項及び 第 8 項</u>……………</p>	<p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 18 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の譲渡資産に係る措置 法令第 39 条の 7 第 2 項……………</p>
<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 19 ……………</p> <p>……………<u>土地等</u>」及び同表の第 5 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 <u>第 1 項の表の第 5 号の上欄に規定する「その敷地の用に供されている土地等」</u> とは、……………</p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 19 ……………</p> <p>……………<u>土地等</u>」とは、……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物又は特定施設の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 20 ……………</p> <p>……………土地等及び同表の第 5 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号の上欄に規定する建物の敷地の用に供されている土地等は、……………</p> <p><u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号の下欄に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)の敷地の用に供される土地等についても、同様とする。</u></p> <p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 21 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号の上欄に規定する建物及び同表の第 5 号の譲渡資産に係る措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 5 号の上欄に規定する建物について、一の建物が……………</u></p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(特定施設の敷地の用に供される土地等の意義)</p> <p>68 の 78(1) - 30 の 2 <u>措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 9 号の下欄の特定施設の敷地の用に供される土地等とは、土地又は土地の上に存する権利を取得した時において、現に特定施設の敷地の用に供されているもの及び特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものをいう。</u></p> <p><u>⑥ 特定施設の敷地の用に供されることが確実であると認められるものとは、例えば、取得した土地等を特定施設の敷地の用に供することとする具体的な計画があるものをいう。</u></p> <p>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の範囲)</p> <p>68 の 78(1) - 20 ……………</p> <p>……………土地等は、……………</p> <p>(事務所等の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>68 の 78(1) - 21 一の建物が……………</p> <p>⑥ 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>68の78(1)－30の3 連結法人が取得した土地等の面積が措置法第68条の78第1項の表の第9号の下欄に規定する300平方メートル以上であるかどうかの判定については、次による。</u></p> <p><u>(1) 当該土地等が2以上の者の共有とされるものである場合には、当該土地等の総面積に当該連結法人の共有持分の割合を乗じて計算した面積を、当該連結法人が取得した土地等の面積として判定する。</u></p> <p><u>(2) 当該土地等が区分所有に係る特定施設の敷地の用に供されるものである場合には、当該土地等の総面積に当該特定施設の専有部分の総床面積のうちに当該連結法人の専有部分の床面積の占める割合を乗じて計算した面積を、当該連結法人が取得した土地等の面積として判定する。</u></p> <p><u>(特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等の面積の判定)</u></p> <p><u>68の78(1)－30の4 特定施設と特定施設以外の施設から成る一の施設の敷地の用に供される土地等が措置法第68条の78第1項の表の第9号の下欄に規定する面積の要件を満たしているかどうかの判定は、当該土地等の面積をそれぞれの施設の床面積の比等の合理的な基準によってそれぞれの施設に対応する部分に区分し、特定施設に対応する部分について行う。</u></p> <p><u>(注) 上記の土地等を区分する場合において、廊下、階段、機械室その他共用される部分（専ら特定施設以外の施設の用に供される部分に係る廊下、階段等を除く。）は、特定施設に対応する部分に含めることができる。</u></p> <p>(譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲)</p> <p>68の78(3)－5 .....</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p>	<p>(新 設)</p> <p>(譲渡資産の譲渡に要する経費の範囲)</p> <p>68の78(3)－5 .....</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p>

改 正 後	改 正 前
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)	(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)
68 の 78(3)－11 .....	68 の 78(3)－11 .....
.....措置法第 68 条の 31 及び第 68 条の 32.....	.....措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 まで.....
(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)	(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)
68 の 78(3)－12 .....	68 の 78(3)－12 .....
.....措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、第 68 条の 13、第 68 条の 15、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで.....	.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、 <u>第 68 条の 21</u> 、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで 及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで ( <u>措置法第 68 条の 30 から第 68 条の 32 までを除く。)</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
④ 1 .....	④ 1 .....
2 .....	2 .....
(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)	(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)
68 の 78(3)－13 .....	68 の 78(3)－13 .....
.....措置法第 68 条の 10、 <u>第 68 条の 11</u> 、 <u>第 68 条の 13</u> 、第 68 条の 15、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20.....	.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、 <u>第 68 条の 21</u> .....
(取得をする見込みである資産に係る書類)	(取得をする見込みである資産に係る書類)
68 の 78(4)－8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 11 項</u> .....	68 の 78(4)－8 <u>措置法規則第 22 条の 69 第 10 項</u> .....

改 正 後	改 正 前
(買換えの証明書の添付) 68 の 78(5)－3 ..... ..... <u>措置法規則第 22 条の 69 第 4 項から第 6 項まで</u> .....	(買換えの証明書の添付) 68 の 78(5)－3 ..... ..... <u>措置法規則第 22 条の 69 第 3 項から第 5 項まで</u> .....

二十八 第 68 条の 89(連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
第 12 章 <u>連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例</u>	第 12 章 <u>連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</u>
(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式) 68 の 89－1 <u>措置法第 68 条の 89 第 5 項第 1 号</u> .....	(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式) 68 の 89－1 <u>措置法第 68 条の 89 第 4 項第 1 号</u> .....
(実質的支配関係があるかどうかの判定) 68 の 89－2 <u>措置法令第 39 条の 113 第 12 項第 3 号</u> ..... (1) ..... (2) .....	(実質的支配関係があるかどうかの判定) 68 の 89－2 <u>措置法令第 39 条の 113 第 11 項第 3 号</u> ..... (1) ..... (2) .....
(金銭債務の償還差損等) 68 の 89－3 ..... <u>措置法第 68 条の 89 第 5 項第 1 号</u> .....	(社債発行差金等) 68 の 89－3 ..... <u>措置法第 68 条の 89 第 4 項第 1 号</u> .....
(負債の利子の範囲) 68 の 89－5 <u>措置法第 68 条の 89 第 5 項第 3 号</u> ..... (1) .....	(負債の利子の範囲) 68 の 89－5 <u>措置法第 68 条の 89 第 4 項第 3 号</u> ..... (1) .....

改 正 後	改 正 前
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
(原価に算入した負債の利子)	(原価に算入した負債の利子)
68 の 89-6 .....	68 の 89-6 .....
.....措置法第 68 条の 89 第 5 項第 3 号.....	.....措置法第 68 条の 89 第 4 項第 3 号.....
(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)	(国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債)
68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 5 項第 4 号.....	68 の 89-8 措置法第 68 条の 89 第 4 項第 4 号.....
(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)	(負債の帳簿価額の平均的な残高の意義)
68 の 89-11 措置法令第 39 条の 113 第 17 項.....	68 の 89-11 措置法令第 39 条の 113 第 16 項.....
(注) .....	(注) .....
(総負債の範囲)	(総負債の範囲)
68 の 89-12 措置法令第 39 条の 113 第 21 項第 2 号.....	68 の 89-12 措置法令第 39 条の 113 第 20 項第 2 号.....
(保険会社の総負債)	(保険会社の総負債)
68 の 89-13 .....措置法令第 39 条の 113 第 21 項第 2 号.....	68 の 89-13 .....措置法令第 39 条の 113 第 20 項第 2 号.....
...	...
(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)	(自己資本の額を計算する場合の総資産の帳簿価額及び総負債の帳簿価額)
68 の 89-14 措置法令第 39 条の 113 第 21 項.....	68 の 89-14 措置法令第 39 条の 113 第 20 項.....
(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意	(総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意

改 正 後	改 正 前
<p>義)</p> <p>68 の 89-15 <u>措置法令第 39 条の 113 第 21 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)</p> <p>68 の 89-16 <u>措置法令第 39 条の 113 第 21 項</u>……………</p>	<p>義)</p> <p>68 の 89-15 <u>措置法令第 39 条の 113 第 20 項第 1 号</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(自己資本の額を計算する場合の資本金等の額)</p> <p>68 の 89-16 <u>措置法令第 39 条の 113 第 20 項</u>……………</p>

二十九 第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 89 の 2 及び第 68 条の 89 の 3 (連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例) 関係</u></p> <p>(発行済株式－払込未済株式)</p> <p><u>68 の 89 の 2-1 措置法第 68 条の 89 の 2 第 2 項第 1 号の「発行済株式」には、その株式の払込み又は給付の金額 (以下「払込金額等」という。) の全部又は一部について払込み又は給付 (以下「払込み等」という。) が行われていないものも含まれるものとする。</u></p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p><u>68 の 89 の 2-2 措置法第 68 条の 89 の 2 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係にあるかどうかを判定する場合の直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものと</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



改 正 後	改 正 前
<p>する。</p> <p><u>(名義株がある場合の直接又は間接保有の株式)</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-3 措置法第 68 条の 89 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係の有無の判定において、名義株は、その実際の権利者が保有するものとしてその判定を行うことに留意する。</u></p> <p><u>(実質的支配関係があるかどうかの判定)</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-4 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 8 項第 3 号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。</u></p> <p><u>(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)、ノーハウ等に依存してその事業活動を行っていること。</u></p> <p><u>(2) 一方の法人の役員が 2 分の 1 以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。</u></p> <p><u>(註) 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 10 項第 2 号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「連結法人」と、「他方の法人」は「個人」と読み替えて適用する。</u></p> <p><u>(金銭債務の償還差損等)</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-5 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 2 項に規定する「法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額」のうち、同項の規定により損金の額に算入した額が、措置法第 68 条の 89 の 2 第 2 項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(短期の前払利息)</u></p> <p><u>68の89の2-6 連結法人が、各連結事業年度において、措置法第68条の89の2第2項に規定する関連者等（以下「関連者等」という。）に支払った支払利息のうち連結基本通達2-2-14によりその支払った日の属する連結事業年度の損金の額に算入された前払利息の額は、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(負債の利子の範囲)</u></p> <p><u>68の89の2-7 措置法第68条の89の2第2項に規定する「負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 買掛金を手形によって支払った場合において、関連者等に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p> <p><u>(2) 営業保証金、敷金その他これらに類する預り金の利子</u></p> <p><u>(3) 金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額（給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。）</u></p>	(新 設)
<p><u>(原価に算入した支払利子等)</u></p> <p><u>68の89の2-8 連結法人が、関連者等に対する支払利子等（措置法第68条の89の2第2項に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額につき固定資産その他の資産の取得価額に算入した場合又は繰延資産として経理した場合であっても、当該連結事業年度において当該関連者等に支払うものは、同項に規定する「関連者支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(原価に算入した支払利子等の調整)</u></p> <p><u>68の89の2-9 各連結法人が、関連者等に対する支払利子等の額のうち固定</u></p>	(新 設)

改 正 後	改 正 前						
<p><u>資産その他の資産の取得価額又は繰延資産の金額（以下「固定資産の取得価額等」という。）に含めたため直接当該連結事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下「原価算入額」という。）がある場合において、当該支払利子等の額のうち措置法第 68 条の 89 の 2 第 1 項の規定により損金の額に算入されないこととなった金額（以下「損金不算入額」という。）があるときは、当該連結事業年度の連結確定申告書において、当該原価算入額のうち各連結法人ごとに次の算式により計算される金額の合計額を限度として、当該連結事業年度終了の時ににおける当該固定資産の取得価額等を減額することができるものとする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>減額の対象とした当該固定資産の取得価額等に含めた当該支払利子等の額</u></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;"><u>当該連結事業年度における当該支払利子等の額の損金不算入額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>当該連結事業年度における各連結法人の支払利子等の額の合計額</u></td> </tr> </table> <p><u>(註) この取扱いの適用を受けた連結法人は、その減額した金額につき翌連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、翌事業年度）において決算上調整するものとする。</u></p> <p><u>(経済的な性質が利子に準ずるもの)</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-10 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 2 項に規定する「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、損金の額に算入される調整差額（連結基本通達 2-1-37 の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p>	<u>減額の対象とした当該固定資産の取得価額等に含めた当該支払利子等の額</u>	×	<u>当該連結事業年度における当該支払利子等の額の損金不算入額</u>			<u>当該連結事業年度における各連結法人の支払利子等の額の合計額</u>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<u>減額の対象とした当該固定資産の取得価額等に含めた当該支払利子等の額</u>	×	<u>当該連結事業年度における当該支払利子等の額の損金不算入額</u>					
		<u>当該連結事業年度における各連結法人の支払利子等の額の合計額</u>					

改 正 後	改 正 前
<p><u>また、同条第 15 項に規定する「経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの」には、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合において、益金の額に算入される調整差額（同通達の調整差額で益金の額に算入される金額をいう。）が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均的な残高の意義）</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-11 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 5 項に規定する「当該連結事業年度の当該負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、同項に規定する除外対象特定債券現先取引等（以下「除外対象特定債券現先取引等」という。）に係る負債の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その連結事業年度を通じた負債の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</u></p> <p><u>④ その連結事業年度の開始の時及び終了の時における除外対象特定債券現先取引等に係る負債の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</u></p> <p><u>（除外対象特定債券現先取引等に係る平均負債残高の計算方法）</u></p> <p><u>68 の 89 の 2-12 措置法令第 39 条の 113 の 2 第 5 項に規定する除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高は、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引（措置法第 66 条の 5 第 5 項第 8 号に規定する債券現先取引及び現金担保付債券貸借取引をいう。以下同じ。）に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額をもって除外対象特定債券現先取引等に係る負債の月末残高とし、当該連結事業年度における平均残高を除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高としても差し支えないものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)</u></p> <p><u>68の89の2-13</u> 措置法令第39条の113の2第6項に規定する「当該連結事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等に係る同項に規定する対応債券現先取引等（以下「対応債券現先取引等」という。）に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その連結事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。</p> <p><u>(註)</u> その連結事業年度の開始の時及び終了の時ににおける対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額の計算方法)</u></p> <p><u>68の89の2-14</u> 措置法令第39条の113の2第5項の「除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額」は、連結法人が除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高について68の89の2-12により計算している場合にあっては、例えば、同一銘柄ごとに債券を区分し、月ごとに、債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る支払利子等の額を合計し、その合計した金額に次の(1)の金額を(2)の金額で除して得た割合を乗じて計算した上で、当該連結事業年度におけるこれらの金額を合計する等合理的な方法により計算した金額とする。</p> <p><u>(1)</u> 68の89の2-12により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金又は貸付金の月末残高のうちいずれか少ない金額</p> <p><u>(2)</u> 68の89の2-12により計算する場合の債券現先取引又は現金担保付債券貸借取引に係る借入金の月末残高</p>	<p>(新 設)</p>



三十 第 68 条の 102 (〔転廃業助成金等に係る課税の特例〕関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>68 の 102-1 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっせん手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>	<p>(取壊し等に要する費用)</p> <p>68 の 102-1 ……………</p> <p>(1) 譲渡に要した<u>あっ旋手数料</u>、謝礼</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p>

三十一 第 68 条の 108 (〔特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例〕関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68 の 108-2 ……………</p> <p>……………<u>100 分の 22</u>……………</p> <p>……………</p>	<p>(基準所得金額の端数計算)</p> <p>68 の 108-2 ……………</p> <p>……………<u>100 分の 26</u>……………</p> <p>……………</p>

三十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…平成23年12月改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>平成 23 年 12 月改正法令 (経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律 (平成 23 年法律第 114 号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 23 年政令第 383 号) 及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (平成 23 年財務省令第 89 号) をいう。以下同じ。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則 (平成 23 年 12</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>月改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p> <p><u>（経過的取扱い(2)…平成24年3月改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成24年財務省令第30号）をいう。以下同じ。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達（連結納税編）の取扱いの例による。</u></p>	<p>（新 設）</p>